

社会福祉施設・学校・保育所等における 新型コロナウイルス感染症対策

2020/2/25

第3回鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策会議

西 順一郎^{1,2)}、川村英樹²⁾

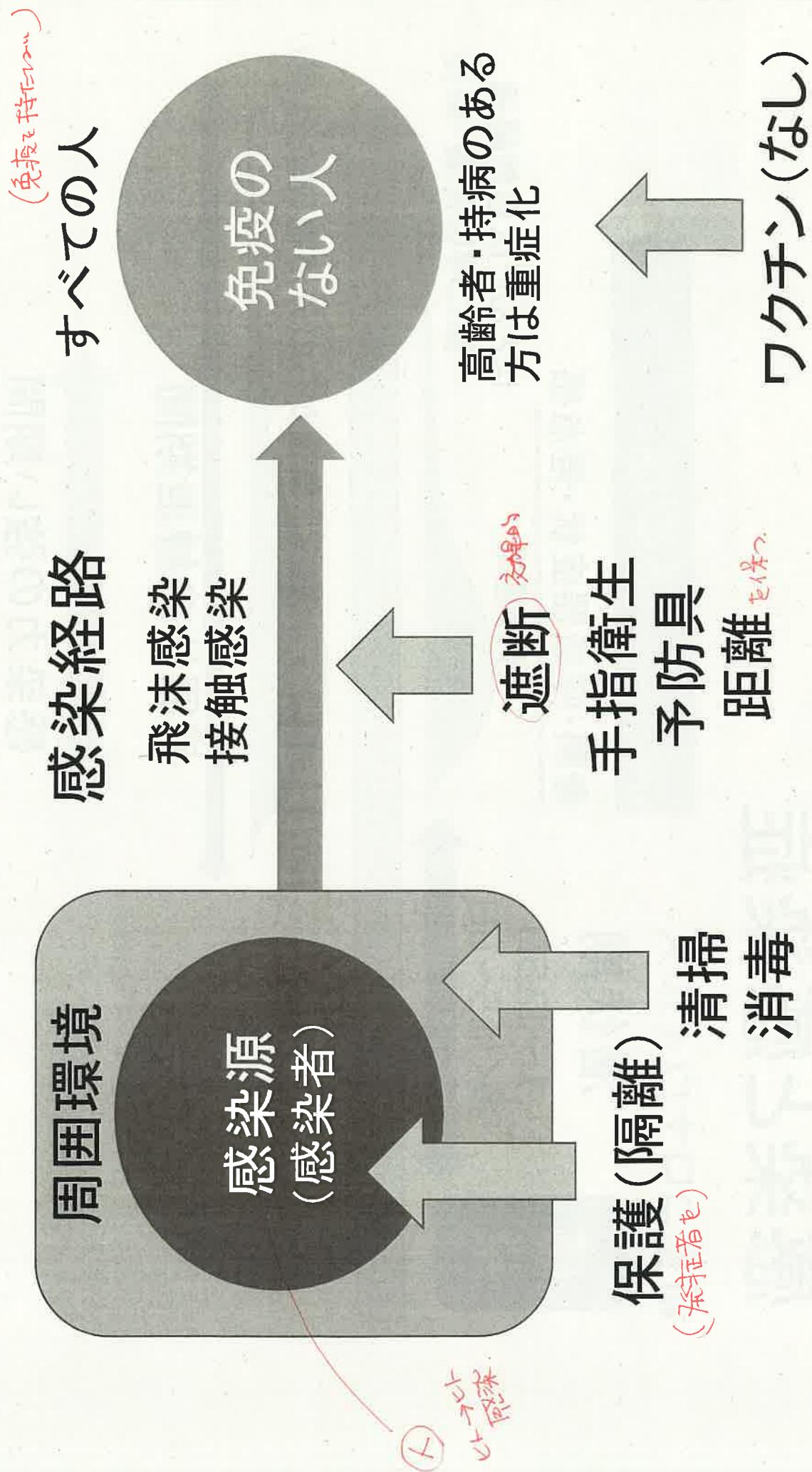
鹿児島大学 大学院医学総合研究科 微生物学分野

鹿児島大学病院 感染制御部

背景

- ・鹿児島県では患者者が確認されておらず(2/24時点)、地域発生早期にある
- ・地域における感染拡大防止には、医療機関とともに集団感染防止が重要である
- ・とりわけ、高齢者の重症化防止には、介護・老人福祉施設での感染対策に力を入れる必要がある
- ・小児の発症者は比較的小ないが、不顕性感染の頻度は不明

感染成立の3因子と対策



感染と感染症

新型コロナウイルス

潜伏期

1~12.5日
多くは5~6日

感染

発熱・呼吸器症状・倦怠感

約1週間

ほとんどは自然経過
一部に呼吸困難・肺炎

症状

気道からの分泌物(または便)

ウイルス量

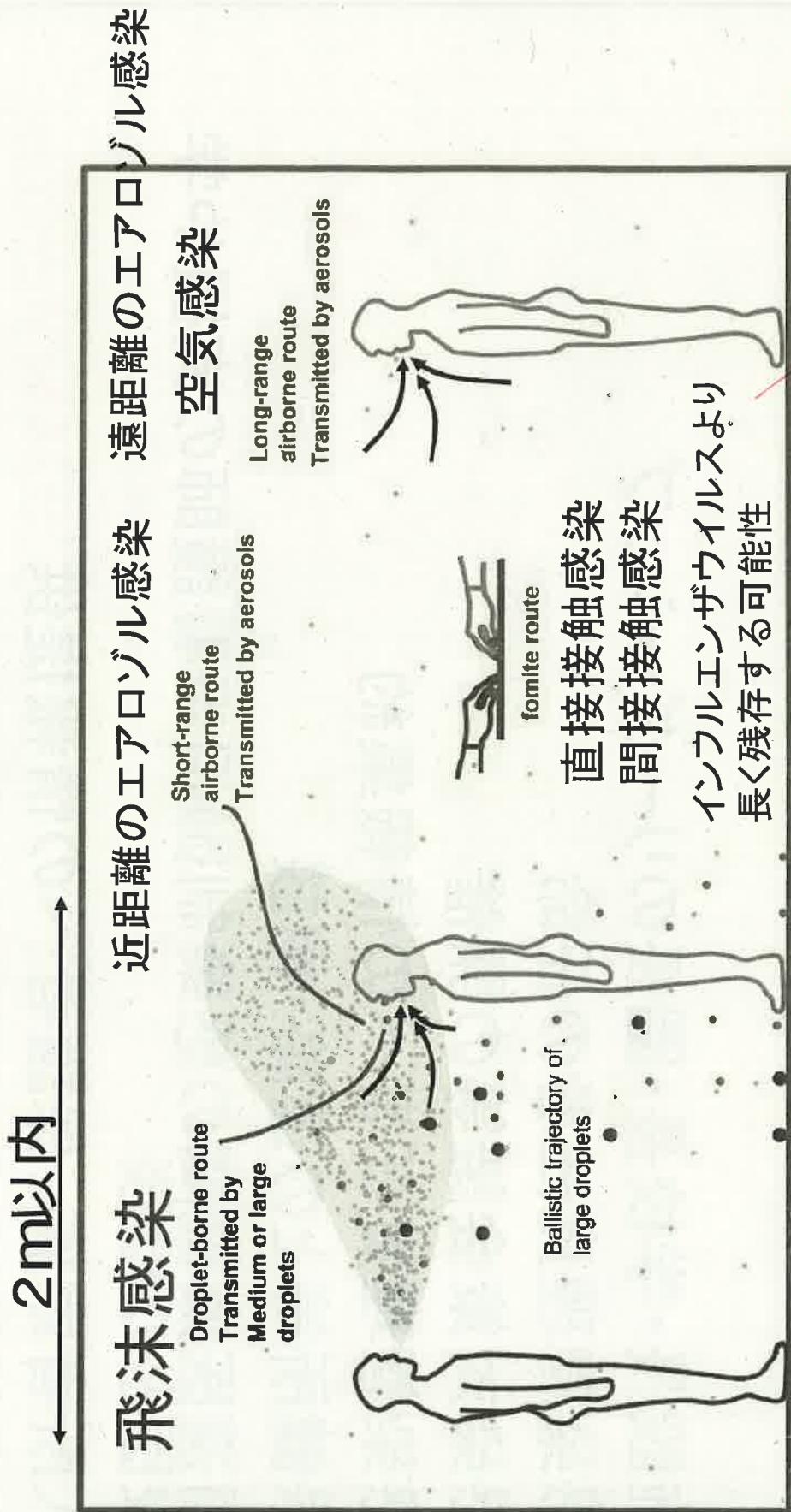
病原体の排泄期間

感染力の強い期間

潜伏期間中に感染力があるかどうかは不明だが、症状のある
人からの感染がほとんどである(WHO)

感染経路は飛沫感染と接角虫感染

狭い空間や唾液の吸引時はエアロゾル(浮遊粒子)を吸い込むことで感染する



サークルモード
Tog
新規コロナ
モード

- Large droplets ($>100 \mu\text{m}$): Fast deposition due to the domination of gravitational force

Medium droplets between 5 and $100 \mu\text{m}$

Small droplets or droplet nuclei, or aerosols ($< 5 \mu\text{m}$): Responsible for airborne transmission

感染管理体制の整備

- 施設長・学校長・園長のリーダーシップ
- 感染管理責任者の任命
重担
- 感染対策会議等の開催
- 感染管理責任者への情報収集約
日本に50人強いる
- 保健所等との連絡・相談
- 関連医と機関連携の相談
- 入所者家族、保護者への情報提供
→文書等を示すことを要す
- 事業継続計画(BCP)の策定

外部からの持ち込み防止

社会福祉施設	学校	保育所等
<u>職員の健康管理</u>	<u>発熱(37.5°C以上)時は出勤しない、 咽頭痛、咳、鼻汁がみられたらマスク着用 出勤時の手指衛生(手洗い・手指消毒)</u>	<u>学童・生徒・園児</u> <u>発熱時は登校・登園しない</u> <u>学童は呼吸器症状状あればマスク着用</u>
<u>デイケア等</u>	<u>発熱、呼吸器症状状の確認</u>	<u>手洗い</u>
<u>面会者</u>	<u>外郭者</u> <u>家族以外の方</u> <u>呼吸器症状のある方の制限</u>	<u>保護者</u> <u>必要最小限に制限</u> <u>発熱時は入所を控える。呼吸器症状あればマスク着用</u>

日常の感染防止・社会福祉施設

（ニフルとPCR等への対応）

- 入所者の発熱、呼吸器・消化器症状の確認
- 有症状者の早期隔離（可能な限り個室）
- 呼吸器症状がある場合のマスク着用
- 適切な換気、湿度（乾燥で伝播リスク増加）
- レクレーションでの入所者間の距離
- ケア前後の手指衛生（手袋の常時着用は禁
止）
（手袋常時は手洗い）
- おむつ交換時の予防具着用と手指衛生
- よく触れる部位や車いすの清拭・消毒（アルコール）
（手が汚染しているので）
- 口腔衛生（気道感染の予防）
- 職員のインフルエンザワクチンの費用補助

日常の感染防止：学校

- ・学童・生徒の発熱、呼吸器・消化器症状の確認
- ・呼吸器症状がある場合のマスク着用
- ・全体会は可能であれば制限（屋外は可能）
- ・適切な換気、湿度（乾燥で伝播リスク増加）
- ・トイレのあと、食事前の石けんを用いた手洗い
- ・よく触れる場所の清拭・消毒（アルコール）
- ・トイレの清掃（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・職員のインフルエンザワクチンの費用補助

日常の感染防止：幼稚園・保育所

- ・園児の発熱($\geq 38^{\circ}\text{C}$)、呼吸器・消化器症状の確認
- ・呼吸器症状がある年長児は可能であればマスク適切な換気、湿度(乾燥で伝播リスク増加)
- ・全体会はできるだけ制限(屋外は可能)
- ・トイレのあと、食事前の石けんを用いた手洗い介助
- ・園児がうがいをする際は距離を保つ → ハマツチあひみ、距離が必須
- ・おむつ交換時の予防具着用と手指衛生
- ・よく触れる場所の清拭・消毒(アルコール)
- ・トイレの清掃(次亜塩素酸ナトリウム)
- ・職員のインフルエンザワクチンの費用補助

マスクの考え方



- ・不織布マスクは呼吸器症状がある人が着用し飛沫の飛散を防ぐものの
- ・直接飛んでくる飛沫の遮断には有効だが、すきまがあるため予防としては十分ではない
- ・呼吸器症状のある人の近くでケアをするときはできるだけすきまがないように着用する
- ・マスク表面（感染者では内側）はウイルスで汚染しており使用後は廃棄。手で触れた場合は手指衛生を
- ・マスクの適切な管理ができるない入所者や園児では接觸感染を助長するので使用後の取り扱いに注意を

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者が職員にみられた場合

- ・濃厚接觸者は保健所の健康観察下にあり、保健所と相談
- ・原則として症状がないければ勤務制限は必要ない
- ・潜伏期間中（長めに14日）の勤務はマスク着用
- ・発熱または呼吸器症状がみられたら出勤自粛
 - ・医療機関で検査、陽性であれば入院
 - ・初回検査陰性でも症状に応じて再検査
 - ・症状のあるあいだは出勤自粛
- ・症状のない時期の濃厚接觸者との接触者調査は不

濃厚接触者の定義の目安

(⑤より示しあい)

- ・同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつた
- ・適切な感染防護（サーナジカルマスク等）なしに診察、観察若しくは介護していた
- ・気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

近にいただけでは
濃厚接触者ではない

新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者が 入所者・園児・学童・生徒にみられた場合

- 濃厚接觸者は保健所の健康観察下にあり、保健所と相談
- 感染予防の自己管理ができれば隔離や登校（園）停止は必要ない
- 園児では保護者や保健所と相談が必要
- 潜伏期間中（長めに14日）はマスク着用
- 発熱または呼吸器症状があれば隔離・登校（園）停止
- 医療機関で検査、陽性であれば入院
- 初回検査陰性でも症状に応じて再検査
- 症状のあるあいだは隔離、登校（園）停止
- 症状のない時期の濃厚接觸者との接觸者調査は不要

新型コロナウイルス感染症患者が職場にみられた場合 新規者・学童・生徒・園児等に入所

- 保健所による積極的疫学調査が実施される
- 濃厚接觸者は健康観察下になる（対応は前記のとおり）
- 社会福祉施設ではデイサービス等の休業を市町村等と相談の上検討
- 学校・保育所等の休業検討（一部休業）については、教育委員会と相談の上検討
- 休業するならば、最終的には（現実的ではない）がいる場合は？
 - 不特定業多數の濃厚接觸者では、一律に休業必要とする

まとめ

- ・新感
型染
対策が基
本
指衛生、予防具の適正使用、職員の健康管理
- ・インフルエンザウイルスより環境に残る傾向が強
い可能性があり、よく触れる部位の清拭消毒が重
要
- ・持ち込み防止はインフルエンザ対策の徹底でよく、
持過が施設の機能不全による弊害につな
ぐ乗る可能性がある
- ・持ち込まれた者に不當な差別がないよう配
慮が望まれる